

郡山市高齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者（以下「高齢者等就業支援団体」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 高齢者等就業支援団体として認定する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 定款、会則、活動方針等に、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条第2項に規定する高齢者等に対する就業の機会の確保及び組織的提供について明記されていること。
- (3) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (4) 認定を申請する日現在で1年以上の事業実績を有すること。
- (5) 市内に主たる事務所を置く者であること。
- (6) 市内に居住する者の割合が、その団体に属する者（以下「構成員」という。）の10分の8以上であること。
- (7) 60歳以上の者の割合が、構成員の3分の2以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、高齢者等就業支援団体として認定しない。

- (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合

イ 役員等（代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第2条に規定する者を除く。）（以下「暴力団員等」という。）に該当する場合

ウ 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している場合

エ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に事実上関与している場合

オ 役員等が自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している場合

カ 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している場合

キ 役員等が業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に事実上関与していると

認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
ク アからキまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(認定の申請)

第3条 高年齢者等就業支援団体の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市高年齢者等就業支援団体認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款、会則、活動方針その他これらに類する書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 就業規則（労働者が常時10人未満で、就業規則を作成していない場合は除く。）
- (5) 事業実績報告書（第2号様式）
- (6) 前号の業務における契約書等の写し
- (7) 収支計算書又は活動計算書（直近及びその前年度の事業年度のもの。ただし、法人設立後2事業年度を経過していない場合は、直近の事業年度のもの）
- (8) 貸借対照表（直近及びその前年度の事業年度のもの。ただし、法人設立後2事業年度を経過していない場合は、直近の事業年度のもの）
- (9) 市税に係る納税証明書（発行日より3か月以内のもの）（市税の全額が免除されている場合は、法人市民税減免承認通知書）
- (10) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (11) 役員名簿（第4号様式）
- (12) 遂行可能業務の種類 of 申告書（第5号様式）
- (13) 前号の業務に必要な許可証等の写し
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、毎年1回期間を定めて認定の申請を受け付けるものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会条例（平成29年条例第8号）第1条に規定する郡山市高年齢者等就業支援団体認定審査会の審査を経て、適当と認めるときは郡山市高年齢者等就業支援団体として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき認定したときは、郡山市高年齢者等就業支援団体認定通知書（第6号様式）により、認定しないこととしたときは、郡山市高年齢者等就業支援団体不認定通知書（第7号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(認定団体の公表)

第5条 市長は、前条第1項の規定により郡山市高年齢者等就業支援団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、認定後速やかに郡山市高年齢者等就業支援団体名簿（第8号様式）に搭載し、公表するものとする。

(認定期間)

第6条 認定団体の認定期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 2年ごとに認定の対象年度を定めて実施する認定の申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の末日まで

- (2) 前号の申請の翌年度に追加で実施する認定の申請に係る認定期間 当該認定の日から認定の日の属する年度の翌年度の末日まで
(変更の届出)

第7条 認定団体は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに郡山市高年齢者等就業支援団体変更届（第9号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 認定団体の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。
(2) 第2条第1項各号に掲げる要件に変更があったとき。
(認定の取消し)

第8条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
(2) 第2条第2項各号に掲げる要件に該当したとき。
(3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
(4) 認定団体に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
(5) 次条に規定する報告又は調査を正当な理由がないにもかかわらず、これを拒否したとき。
2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、郡山市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書（第10号様式）により、当該認定団体に通知するものとする。
3 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は、当該認定団体の負担とする。

(報告又は調査)

第9条 市長は、制度の運用の適正を期するため必要と認めるときは、認定団体に対して、申請書等に記載された内容について、認定団体等から報告を求め、又は調査をすることができる。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

郡山市高年齢者等就業支援団体認定申請書

郡山市長

（申請者） 〒
所在地
団体名
代表者氏名

⑥

郡山市高年齢者等就業支援団体の認定を受けたいので、郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱第3条に基づき、関係書類を添えて以下のとおり認定の申請をします。なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

1 認定申請団体の概要

(フリガナ) 団体名			
代表者 職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
団体に属する者①	人		
うち市内に居住する者②	人	市内に居住する者の割合 (②÷①×100)	%
うち60歳以上の者③	人	60歳以上の者の割合 (③÷①×100)	%
団体の事業概要 (定款目的等)			

2 事務担当者（内容確認連絡先）

担当者 職・氏名	
電話番号	

3 団体の構成員一覧

No.	氏 名	生年月日	年齢	住 所
1		年 月 日		
2		年 月 日		
3		年 月 日		
4		年 月 日		
5		年 月 日		
6		年 月 日		
7		年 月 日		
8		年 月 日		
9		年 月 日		
10		年 月 日		
11		年 月 日		
12		年 月 日		
13		年 月 日		
14		年 月 日		
15		年 月 日		
16		年 月 日		
17		年 月 日		
18		年 月 日		
19		年 月 日		
20		年 月 日		

※この名簿は、郡山市高齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱に基づき認定の要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

※団体の構成員の年齢については、申請日現在での年齢とする。

※記載欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。

年 月 日

事業実績報告書

郡山市長

（申請者） 千
所在地
団体名
代表者氏名

㊞

以下の事業実績について、郡山市が発注者に業務の状況等を照会することに同意します。

1 直近の年度分（ 年度）

業務名	業務内容	契約期間	契約金額（円）	契約相手の名称

2 直近の年度の前年度分（ 年度）

業務名	業務内容	契約期間	契約金額（円）	契約相手の名称

※主な実績を契約ごとに記入してください。（主要なもの5事業）

年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

郡山市長

（申請者） 千
所在地
団体名
代表者氏名

㊞

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等（代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第2条に規定する者を除く。）（以下「暴力団員等」という。）に該当する。
 - (3) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している。
 - (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に事実上関与している。
 - (5) 役員等が自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している。
 - (6) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している。
 - (7) 役員等が業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に事実上関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している。
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員名簿」等により提出する当方の個人情報警察に提供し、誓約事項を確認することについて同意します。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

役員名簿

郡山市長

（申請者） 千
所在地
団体名
代表者氏名

印

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所	（和暦）生年月日	性別
1				年 月 日	
2				年 月 日	
3				年 月 日	
4				年 月 日	
5				年 月 日	
6				年 月 日	
7				年 月 日	
8				年 月 日	
9				年 月 日	
10				年 月 日	

※この名簿は、郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱に基づき暴力団を市の事務から排除するために必要な措置として認定の要件を確認するために使用するものとし、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

※記載欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。

第5号様式（第3条関係）

遂行可能業務の種類 of 申告書

1 認定申請団体の概要

(フリガナ) 団体名			
代表者 職・氏名			
所在地	〒		
電話番号		F A X 番号	

2 遂行可能業務の種類

業種区分	業 務	業務に従事できる人数
技 能	☐ 庭木などの剪定	名
	☐ 大工仕事	名
	☐ その他（ ）	名
事 務	☐ 一般事務	名
	☐ 調査・集計事務	名
	☐ パソコン入力	名
	☐ その他（ ）	名
一般作業	☐ 除草・草刈り	名
	☐ 屋外清掃	名
	☐ 屋内清掃	名
	☐ その他（ ）	名
その他	☐ （ ）	名

※この書面を庁内の各部署に示し、発注先を選定する際の参考としますので、どのような業務であれば遂行可能なのか、分かりやすく記入してください。

3 営業上の許認可及び登録等

許認可等の種類	許認可等の番号	有効期限	許認可等官公庁

※法令等により、営業に当たり必要な許認可等のある場合は、記入してください。また、この欄に記入した許認可等を証明する書面の写しを添えてください。

第 6 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

郡山市長



郡山市高年齢者等就業支援団体認定通知書

年 月 日付で提出された郡山市高年齢者等就業支援団体認定申請書について、郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり「郡山市高年齢者等就業支援団体」として認定することと決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

認 定 年 月 日	
認 定 期 間	
摘 要	

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

郡山市長



郡山市高年齢者等就業支援団体不認定通知書

年 月 日付で提出された郡山市高年齢者等就業支援団体認定申請書について、郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「郡山市高年齢者等就業支援団体」として認定しないことと決定したので、同条第2項の規定により通知します。

不認定理由	
-------	--

第8号様式（第5条関係）

年度 郡山市高年齢者等就業支援団体名簿

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センターに準ずる者として市長の認定を受けた団体は、次のとおりです。

[illegible]

年 月 日

郡山市高年齢者等就業支援団体変更届

郡山市長

（申請者） 〒
所在地
団体名
代表者氏名

㊞

年 月 日付郡 第 号で認定を受けた郡山市高年齢者等就業支援団体の認定について、下記のとおり変更しますので郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱第 7 条の規定により提出します。

記

変 更 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
摘 要	

年 月 日

郡山市高年齢者等就業支援団体認定取消通知書

郡山市長

（申請者） 千
所在地
団体名
代表者氏名

㊞

年 月 日付郡 第 号で認定を受けた郡山市高年齢者等就業支援団体の認定については、次のとおりその認定を取り消したので、郡山市高年齢者等就業支援団体認定事務に関する要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

取消しの理由	
指 示 事 項 等	
摘 要	